

Reiseleiter

団体旅行の責任者(添乗員)

・基本的に旅行先で旅行者の世話を  
する。

・日給制である。

・業務内容、義務、権利が要綱で定  
められている。

・労働時間について裁量がある。

○

連邦社会裁判所 1973 年  
5 月 17 日判決

Rundfunkermittler

ラジオ放送調査員

・ラジオ放送の不正聴取者を探り出  
す仕事をしている。

・収入は自己の労働力投入によって  
左右される。

○

連邦財務裁判所 1998 年  
12 月 2 日判決、連邦労  
働裁判所 1999 年 5 月 26  
日判決

Sportler; Amateursportler

アマチュアスポーツ選手

・基本的に協会と従属的な就労関係  
があるか否かで判断する。ある場合は  
労働者。

○

連邦財務裁判所 1992 年  
10 月 23 日判決

Tankstellenpaechter

ガソリンスタンド店主(賃借人)

・燃料会社からガソリンスタンドを賃  
借し、個人商店として経営している。

○

連邦社会裁判所 1966 年  
8 月 11 日判決

Taxifahrer (Aushilfs-)

タクシー運転手(臨時運転手)

・自己所有の車ではない。

・営業許可がない。

○

社会保険保険者中央連  
合会 2005 年 7 月 5 日共  
同通知

Telearbeit

在宅勤務

○

連邦社会裁判所 1972 年  
9 月 27 日判決

#### IV. 芸術家社会保険

前述したように、以下では一般年金保険の強制被保険者として規定されている「芸術家及びジャーナリスト」に関して、社会保険を適用する際の特別のルールを定めている芸術家社会保険制度について紹介することとする。

##### 1. 序

芸術家社会保険法の最初の法案は1976年に提出されたが、紆余曲折の末1981年に成立した。同法は、いくつかの規定を除き、基本的には1983年1月1日から発効し、多くの変更を加えながら現在に至っている。同法は、独立して活動する芸術家及びジャーナリスト（以下、「独立芸術家」という）に、年金保険・疾病保険・介護保険という3つの社会保険制度を適用する際に、被用者と同じように、保険料の半分以上を負担することで社会保険保護を受けることができるようにするための仕組みを規定している。

そもそも公的年金等の保険料は労使折半で負担することとなっているため、被用者の保険料負担は半分ですむことになっている。このように保険料の半分以上を負担してくれる使用者のいない者が保険保護を受けようとする場合、保険料は全額自己負担となる。独立芸術家は、保険料負担をしてくれる使用者がいないのであるから、全額自己負担しなければならないはずである。しかし、芸術家社会保険法によって、被用者と同じように半分の負担で社会保険保護を受けることができるようになってきている。当然のことながら、同法の制定に際しては、残りの半分の保険料（いわゆる使用者負担分）を誰が負担し、どのように実施するのかが大問題となった。

結果的に、「芸術家社会保険分担金（Künstlersozialabgabe）」及び連邦補助金によって、不足する使用者負担分の保険料を賄うという仕組みが構築された。新たに導入されることになった芸術家社会保険分担金は、独立芸術家の作品の利用者（Verwerter）<sup>\*9</sup>、例えば画商、劇場、出版社などが負担する（芸術家社会保険法24条）。この芸術家社会保険分担金は、これまでの社会保険法には存在しない新しい仕組みであるため、その徴収方法に関しても、特別の組織が創

---

<sup>\*9</sup>詳細については、Fineke, S.212 以下参照。

設されることとなった。これが、「芸術家社会金庫 (Künstlersozialkasse)」である。以下において、芸術家社会保険の適用対象者、財源、芸術家社会金庫について概観する。

## 2. 芸術家社会保険の概要

### (1) 被保険者の範囲

芸術家社会保険法の適用対象者は、独立して活動する芸術家 (Künstler) 及びジャーナリスト (Publizist) であって、その活動を一時的なものとして営むのではなく、職業として行い、且つ使用者ではない者である。さらに、見込み年間所得が最低年収額 (下限収入金額) を上回る必要がある (芸術家社会保険法 1, 2 条)。つまり、最低年収額を下回る収入しかない者は、芸術家社会保険の適用がない。この最低年収額は、2004 年以降は 3900 ユーロとなっている (芸術家社会保険法 3 条 1 項)。ただし、独立した活動を始めて 3 年を経過していない、新規参入者については単に見込み年収額が下限額を下回っただけでは、適用を免れない (芸術家社会保険法 3 条 2 項)。

実際に、独立芸術家として芸術家社会保険法の保護を受けられるかどうか、すなわち、適用対象者として認められるか否かの判断は、後述する芸術家社会金庫が個別に審査して行うこととなっている。芸術家社会金庫は、申請してきた芸術家が、造形芸術 (画家、彫刻家、グラフィックデザイナー等)、表象芸術 (役者、演出家等)、文筆活動 (ジャーナリスト、編集者、作家等)、音楽 (歌手、作曲家等) の 4 分類のいずれかの活動を行う独立芸術家として認められるか否かを判断する。以前は、この分類によって芸術家社会保険分担金の掛け率が異なったため、独立芸術家がどの活動分野に分類されるかは重要であった。しかし、独立芸術家の活動内容は多岐にわたるとともに、創造的な活動のために分類困難なものも多数あり、その分類判断には疑義が生じやすかった\*10。そのため、2000 年から、このような活動分野の分類による異なった掛け率を廃

---

\*10例えば、写真家は造形芸術に分類されるのが原則であるが、連邦社会裁判所の判例によって、新聞社に写真を供給している報道写真家の場合には文筆活動に分類されることとなった。

止し、全分野一律とすることとなった。

2006年1月1日時点における全被保険者数は151,445となっている。各分野の被保険者数及びその割合は、造形芸術 55,149 (36.42%)、音楽 40,264 (26.59%)、文筆活動 38,061 (25.13%)、表象芸術 17,971 (11.87%) であり、造形芸術が最も多くなっている。

## (2) 財源

### ①被保険者の保険料負担

芸術家社会保険法は、独立芸術家に被用者と同様な社会的保護を与えようとしたため、被保険者自身の保険料負担は被用者と同じく保険料総額の半分(50%)と規定している。保険料は彼らの芸術活動によって得られる収入を基礎として算定され、見込み年収を保険料算定基礎として用いている。この算定基礎となる年収の見積もりは、通常、前年の収入金額と当該年度の注文予想に基づいて行われている<sup>\*11</sup>。実際の見積もりには、最近の所得税申告や年度末決算で計算された収益が用いられている。保険料算定基礎として芸術家社会金庫に申告した見込み年収と実際が異なる場合、つまり当該年度中に当初予想した年収に達しない、またはそれを超えた収益を得るような場合には、修正した年収見込額を芸術家社会金庫に申告することができる。修正申告した場合、保険料額が変更されることになるが、その変更は将来に対してのみ効力を発し、遡及しない。

2006年1月1日時点の全被保険者の平均年収は10,814ユーロであり、性別平均では男性12,168ユーロ、女性9,178ユーロとなっている。活動分野別の平均では、文筆活動13,292ユーロ、表象芸術10,448ユーロ、造形芸術10,214ユーロ、音楽9,459ユーロであった。公的年金保険の保険料率は、2007年から19.9%に引き上げられており、その半分である9.95%が被保険者である独立芸術家の負担分ということになる。例えば、見込み年収額が10,000ユーロであった場合、

---

\*11芸術家社会保険金庫に申告される年収金額は、事業収入と事業支出の差から導き出される、所得税法上の利潤計算規定に基づいて算出された収益と適合する(社会法典第4編15条)。

保険料額は年額 995 ユーロ、月額 82.92 ユーロが被保険者負担となる。

## ②芸術家社会保険分担金

出版社などの「利用者」が負担する芸術家社会保険分担金は、利用者が1年間に独立芸術家に支払った報酬全額に対して、毎年決定される率を乗じて算出される。この掛け率は、2006年には5.6%であったが、2007年には5.1%と若干低下している。

分担金を負担する利用者数は、1983年12月31日時点では8,800であったものが、2007年1月31日時点では56,802にまで増加している。

なお、芸術家社会保険分担金によって被保険者に係る社会保険料の30%が賄われている。

## ③連邦補助金

連邦補助金は、芸術家社会金庫の支出の20%を賄うこととされている（芸術家社会保険法34条1項）。すなわち、被保険者に係る社会保険料の20%を分担しており、前述の芸術家社会保険分担金と併せて、使用者負担分にあたる保険料総額の半分を負担していることとなる。この連邦補助金の負担割合は、1983年からは17%、1988年から25%、そして2000年以降20%と変化してきている。

また、連邦は、芸術家社会金庫の運営費用を負担している（芸術家社会保険法34条2項）。連邦補助金は、負担割合が下げられた2000年に前年の8,914万ユーロから7,524万ユーロへ低下したものの、その後は増加し続けており、2006年には約1億5百万ユーロとなっている。

### (3) 芸術家社会金庫

前述したように、独立芸術家には、被保険者分の保険料とともに使用者負担分の保険料を併せて納付する役割を負っている使用者が存在しない。そこで使用者のような役割を果たす特別な組織が創設されることとなった。それが芸術家社会金庫である。

芸術家社会金庫は、保険加入義務のある独立芸術家（被保険者）と芸術家社会保険分担金の納付義務を負う利用者を把握し、被保険者負担分の保険料及び

芸術家社会保険分担金を徴収し、この徴収金と連邦補助金を用いて、社会保険の保険者に保険料を支払う役目を負っている。

芸術家社会金庫は、法律制定当初は独立した連邦機関として設立されたが、その後、州保険局に編入されるなどの紆余曲折を経て、現在では連邦災害金庫（Unfallkasse des Bundes）の一部局として運営されている。

### 3. 小括

芸術家社会保険は、社会的保護をほとんど受けられずにいた独立芸術家の悲惨な状況が社会に認識される<sup>\*12</sup>ことによって創設されることとなった<sup>\*13</sup>。使用者が存在しない自営業者である独立芸術家に、被用者と同じ負担割合で年金などの社会保険保護を与えるための仕組みを作り出した芸術家社会保険法は、ドイツにおいても画期的なものである。使用者負担分に相当する保険料の半分について、多くの批判を浴びながらも、彼らの作品によって利益を享受する利用者に費用負担を求め、更に連邦にも費用を負担させた点は特に興味深い<sup>\*14</sup>。また、芸術家社会金庫という特別な組織を作り出しつつも、それを保険者とする独自の職域制度を構築せずに、あくまで従来から存在する被用者保険制度の中に独立芸術家を組み入れた点も注目に値する。芸術家社会保険は、独立芸術家

---

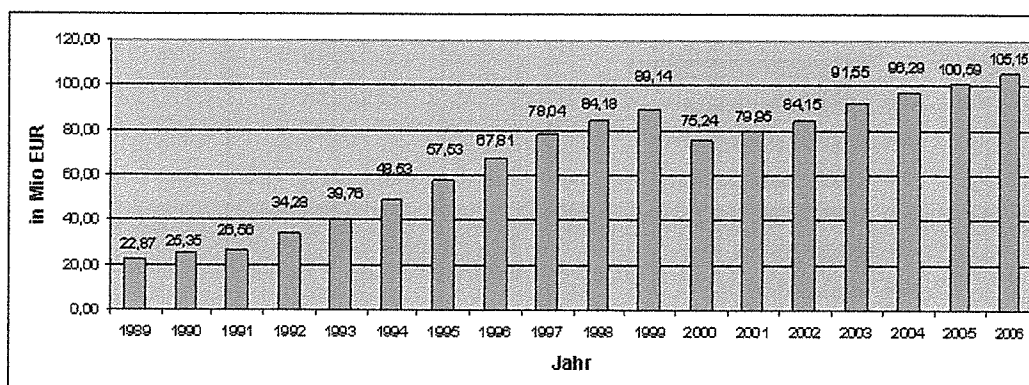
\*12連邦政府による1975年芸術家報告書（BT-Drucks.7/3071）、Fohrbeck/Wiesand, Der Autorenreport 1972、が特に芸術家社会保険法制定の気運を高めたといわれている（vgl., Finke, S.28）。

\*13社会的保護が欠如していたために、他の自営業者に比べても劣悪な状況におかれていた独立芸術家という職業グループは、極めて小さいグループである。それにもかかわらず、特別の法律を制定してまで彼らを保護しようとしたのには、社会政策上だけではなく文化政策上の要請も存在したことが影響している。

\*14芸術家社会保険分担金を負担する利用者と独立芸術家の関係は、使用者と被用者の関係に類似するとの考えから費用負担を求めることとなったが、そもそも利用者に分担金支払い義務を課すことに関しては、その合憲性が問題とされた。この問題に対しては、1983年の施行後1987年まで明らかでなかったが、1987年4月8日の連邦憲法裁判所の決定（NJW 1987,3115）によって合憲と認められた。

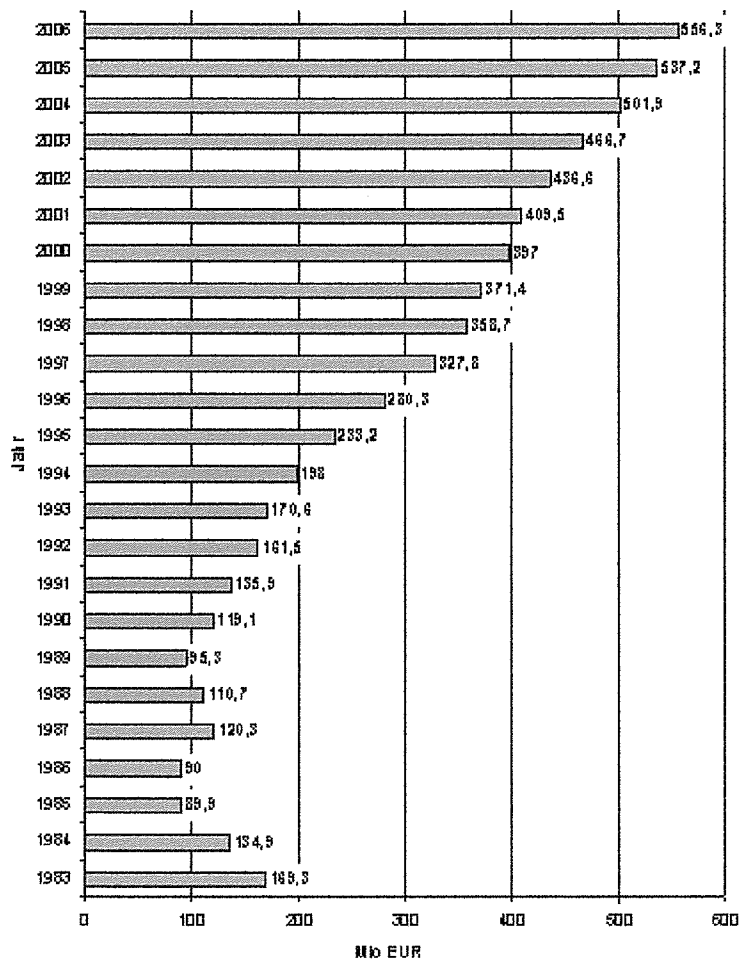
という極めて少数の職業グループに属する者に、被用者と同様の保護を与えるにはどうすべきかという点から出発して構築された制度である。自営業者には様々な活動をする者がおり、そのことをどのように考えるべきか。ドイツの芸術家社会保険は、日本において「自営業者」と大きく括られてしまう者の中に存在する、一定の職業グループに属する者を抜き出し、どのように年金などの社会的保護を提供できるかということについて、一つの考え方を提示するものといえよう。

なお、以下に芸術家社会金庫による統計資料を添付しておく。

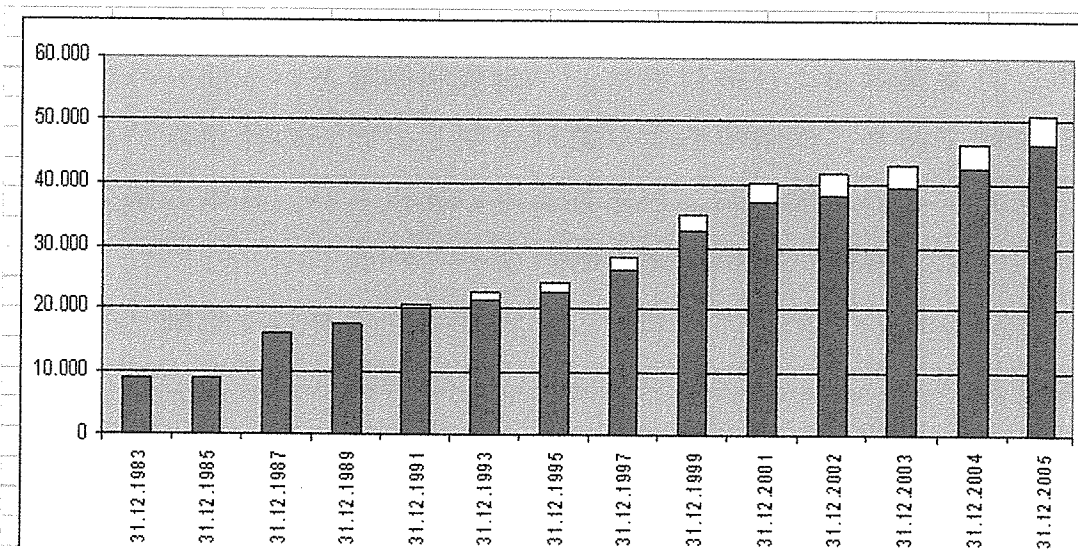
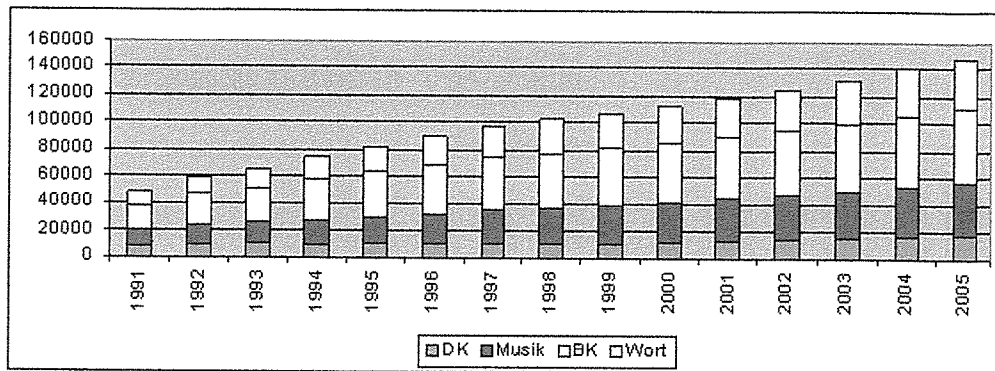


# Künstlersozialkasse

Die Entwicklung des Haushaltsvolumens in Mio EUR  
(ab 1991 einschl. der neuen Bundesländer)







## 第6章 イタリアの自営業者年金制度—沿革

東京大学大学院法学政治学研究科博士課程  
中益陽子

### 1. はじめに

イタリアの公的年金制度は、多くのヨーロッパ大陸諸国と同様、被用者を被保険者とする社会保険制度として発展してきた。さらに、国民を対象とする基礎年金が存在しない。したがって、歴史的経緯からすれば、イタリアにおいて、自営業者は強制年金制度から除外されてきたといえる。

しかしながら、現在、自営業者に関する年金制度は強制加入であり、またその規模もかなり大きくなっている。さらに注目すべきは、自営業者と被用者に対して、基本的に同じ制度が適用される点である。つまり、自営業者および被用者は、一般強制保険という同一の制度に組み込まれており、保険料および給付に関して同一の仕組みが適用される。また、この保険料および給付算定の仕組みが、日本の厚生年金制度のように、報酬（所得）比例制となっている。

このように、イタリアにおいて、自営業者に対して報酬（所得）比例制が適用されるようになったのは、比較的最近のことである。すなわち、それ以前は、自営業者と被用者で別個の基準（自営業者については、定額拠出・給付制、被用者については報酬比例拠出・給付制）が採用されていた。したがって、従前のイタリアの制度は、自営業者につき定額制の国民年金制度を適用し、被用者につき報酬比例制の被用者年金制度を適用するという日本の現行制度と類似の状況にあったといえる。要するに、イタリアの公的年金制度は、自営業者と被用者とを大きく区別する取扱いから、現在のような同等の取扱いに移行してきたのである。

以下では、イタリアの制度が経た上記の移行過程に着目しながら、

その沿革を紹介する。労働市場の流動化が顕著になったいま、自営業者と被用者とに対し顕著な格差を設ける日本の現行制度が今後も妥当性を有するとは限らない。イタリアの経験は、日本の制度を再検討する契機となるであろう。

## 2. 被保険者の拡大

### (1) 強制的年金制度の創設と自営業者の一部取り込み

イタリアにおける強制的な年金制度の創設として一般に知られるのは、自由主義政権下の 1919 年 4 月 21 日監国法律命令 603 号（以下、「1919 年法」という）によって成立した強制保険制度である。この 1919 年法による強制保険制度は、「15 歳以上 65 歳以下の男女で、他者に従属して労働を提供する者」、すなわち、被用者を対象として、障害年金および老齢年金を提供するものであった<sup>1</sup>。

これに対して、自営業者は、基本的に、任意保険制度における被保険者資格のみが付与された。もっとも、すべての自営業者が強制保険制度の被保険者から除外されたわけではない。折半小作農や借地農は、法的従属性がないにもかかわらず、年金制度への加入が義務付けられている（ただし、年収 3,600 リラ以下という所得制限がある）。

このように、自営業者の一部が強制保険制度に取り込まれた理由は、1919 年法の立法者が、被保険者として「経済的に貧弱な状態」<sup>2</sup>の者を想定していたということにある。つまり、貧弱な経済状態は、第三者への従属性の有無に関わりなく存在しうるものである。したがって、貧困な経済状態にあると認められる限りにおいて、折半小作農や借地

---

<sup>1</sup> それ以前に、任意保険制度（1898 年 3 月 17 日法律 350 号）の被保険者とされていたブルーカラー労働者だけでなく、ホワイトカラー労働者も強制保険制度の被保険者とされた。ただし、ホワイトカラー労働者については、年収 3,500 リラ以下という所得制限が設定されていた。

<sup>2</sup> もっとも、15 歳から 65 歳までのイタリア市民のうち、40%以上（約 1,000 万人）が強制保険制度の対象となったことを考えると、経済状態という基準は、それほど厳格には捉えられていなかったといえよう。

農も、強制保険の対象とすべきと考えられたのである。

もつとも、こうした経済状態を基準にすれば、折半小作農や借地農だけでなく、これらと同じく貧弱な経済状態にある小規模の職人や工場主、商人、自営農に対しても、強制保険制度への加入を認めるべきことになるだろう。1919年法の立法者もこの点を肯定している。しかし、これらの自営業者に関しては、強制保険制度への加入を義務付けることができるかについて問題があると考えられたために（①自営業者性の判断が難しい場合がある、②所得の評価が困難、③折半小作農や借地農における土地の所有者と異なり、使用者と同視しうる者がいないなど）、加入の義務付けは見送りとなった。

#### （2）ファシズム期における自営業者の排除

しかしながら、このように、一部の独立労働者を強制年金制度に取り込む仕組みは、ファシズム期に廃止されている（1923年12月30日勅令3184号）。その背景には、第1次大戦後の激しい労働運動のなかで失われた労働者に対する統制の回復という資本家層の要望があったといわれている。実際、1919年から1920年の2年間は、都市部では労働者による大規模なストライキが発生し、また農村部では、農民が地主の土地を占領して地代の支払いを拒否するなど、イタリア全土で社会不安が増大した時期であった。こうした労働運動を武力で抑えたムッソリーニ率いる戦闘ファッシは、共産主義の進出や労働運動の激化を恐れた資本家や大地主、軍部などの支持を得てその勢力を拡大した（1921年にファシスト党に改名）。1922年のローマ進軍を経て政権を握ったムッソリーニは、自由主義時代に確立された様々な労働・社会保障制度を、ファシスト党の支持母体である資本家層の要望に沿う形で修正していったのである<sup>3</sup>。

---

<sup>3</sup> この時期、折半小作農や借地農の強制年金制度からの排除以外にも、労働社会保障省の廃止、地方行政からの自治権の奪取、労働時間制限規制の歪曲、労働監督機関や職業安定所、社会主義的傾向を持っていたイタリア共済組合連合の解体などが行われた。

とくに、強制保険制度については、折半小作農や借地農に関して定められていた土地所有者の保険料負担が問題であった。土地所有者は、こうした保険料の賦課を、所有権への耐え難い干渉と受け取り、納付義務の履行を拒否していたといわれる。つまり、強制保険制度からの折半小作農および借地農の排除は、ファシスト党は、折半小作農および借地農の保護よりも、支持勢力であった土地所有者の要求を優先させた結果といえよう。

### (3) 普遍主義の断念

以上にみたように、公的年金制度から自営業者が排除されてきたのは、イタリアの場合、理論上の理由というよりも、保護の実効性や政治的事由によるものである。とくに自由主義時代においては、自営業者に対して強制保険制度を拡大することに、立法者は決して否定的ではなかったのである。

このように、イタリアでは、もともと、自営業者を公的年金制度の対象者とするに対する素地が存在したと考える方が自然である。たしかに、第2次世界大戦前に現れたアメリカ合衆国の「ソーシャル・セキュリティ・アクト」(1935年)や大西洋憲章(1941年)、「ビヴァレッジ・プラン」(1942年)、世界労働会議のフィラデルフィア協定(1944年)等、社会保障に関する国際的な潮流の影響を受けて登場した「ソーシャル・セキュリティ (sicurezza sociale)」の理念は、こうした素地をさらに強化したと思われる。しかしながら、困窮からの開放を目的として、被用者に限らずすべての個人に対して最低限の保障を実現するという普遍主義的な「ソーシャル・セキュリティ (sicurezza sociale)」の理念は、イタリアでは完全には受容されなかった。

実際、1947年に労働省の基に設立された社会保障改革委員会(1947年4月22日暫定元首令377号)は、「ソーシャル・セキュリティ sicurezza sociale」の理念的な重要性を認めつつも、社会保障改革委員会による社会保障「改革が目的とすべき社会的保護 (protezione

sociale) という目的を超えることになる」として、「ソーシャル・セキュリティ (sicurezza sociale)」の理念の実現を断念した。そして、社会保障改革委員会が実現すべき「社会的保護」とは、「社会保障 (previdenza sociale)」であり、この「社会保障 (previdenza sociale)」は、「自己および家族の生活の糧を労働から得ているというまさにその事実のために、常に潜在的な困窮状態にさらされているすべての人を対象」とする労働者（就業者）保護の制度なのである。

このように、普遍主義に基づく「ソーシャル・セキュリティ (sicurezza sociale)」ではなく、労働者（就業者）保護としての「社会保障 (previdenza sociale)」を目標とする理由として、1945年に憲法制定省のもとに設立された労働問題研究委員会は次の3つの理由を挙げる。第1に、普遍主義に基づく制度では、財政負担が過剰になる可能性がある、第2に、労働によって収入を得ない人々<sup>4</sup>（労働者の家族は除く）の困窮にまで対処することに対して国民の理解が得られない、そして第3に、伝統的な共済と労働に基づく社会保障制度を尊重すべきためである。

第1の点に関して、敗戦によって国土が荒廃し、多大な被害を被っていたイタリアにとって、財政的な事情が普遍主義の障壁となったことは容易に想像がつく。イタリアにおける第2次大戦の被害額は、国民総資産額（推定約7億リラ）の30%に相当すると推定されており、また、農業生産額は1938年の55%に、工業生産額は戦前の25%に減少し、戦争による生産設備の被害額は、1938年の国民所得の3倍相当であったといわれている<sup>5</sup>。普遍主義的な制度の実行にともなう多大な

---

<sup>4</sup> なお、「労働によって収入を得ない人々」であるところの「資本家、富裕層、金利生活者」や「売春婦、被拘留者および浮浪者」は当時、100万人程度（全体の2%に満たない）と推計されている。こうした少数の人々を社会保障制度から排除することは連帯の理念を損なわないとみられていた。

<sup>5</sup> もっとも、こうした被害状況は、他のヨーロッパ諸国並と評価されていた（皆村武一『イタリアの戦後改革』（1985年、晃洋書房）13頁

財政上の負担は、国、したがって社会全体が担うことが前提となっている。しかし、当時のイタリア経済状況では、このような財政負担を負うことができないと考えられたのであろう。

しかし、実際は、「経済の奇跡」と呼ばれた 1950 年代から 1960 年代にかけての経済成長の時期にも、年金分野では自営業者が公的年金制度に取り込まれたのみで（後述）、普遍主義的な制度の実現には至らなかった。したがって、普遍主義的制度の不採用に関しては、第 2 および第 3 の理由が重要であろう。

実際、イタリアでは、労働者（就業者）の困窮とそれ以外の市民の困窮状態を、事実上ないし倫理上区別しようと捉えていた。この背景には、おそらく、年金を「先送りされた賃金（salario differito）」とし、その対象者を労働者（就業者）に限定する考え方が、実務（とくに労働組合や左派政党）において支配的だったことが影響していると思われる。これによれば、年金は専ら労働者（就業者）のものであり、労働者（就業者）以外の者に給付する理由はない。年金と賃金とを関連付けるこの発想は、イタリアにおいて公的年金制度創設の端緒となった考え方にも沿う。実際、肉体労働者のための障害・老齢任意保険制度（1898 年 3 月 17 日法律 350 号）の立法者は、労働者が現役時代に蓄えた貯蓄を「高齢期および障害を負った期間において、もっとも根本的な生活上の需要を充足させるもの」と位置づけたうえで、年金制度には「この貯蓄を増加させる」役割を課している。つまり、イタリアでは伝統的に、年金給付と労働活動による貯蓄とをほとんど同視していたのである。

もう 1 つ、この時期のイタリアの制度に特徴的なのは、第 2 次大戦期ころにはすでに、制度が分立していたことである。つまり、それぞれに多様な仕組みをもつ年金基金や年金金庫を取り込んで、すべての市民に対する単一の制度を構築し、その規制を均一にすることは、保

---

以下)。

険数理上好調で特権的な規制をもつカテゴリー（この時期のイタリアの場合、公務員や公共企業の職員、一部の自営業者や自由専門職）からそうでないカテゴリーへの再分配の効果を生む。したがって、再分配をめぐる、カテゴリー間で対立を惹き起こすのである。第3点目の労働を基礎とする既存の制度の尊重は、裏を返せば、各カテゴリーの「排他主義的で派閥主義的な（particolaristico-clientelare）」性質の現れに他ならないといえよう<sup>6</sup>。

#### （4）自営業者への拡大と弱者保護的性質の後退

このように、イタリアでは普遍主義的な社会保障（ソーシャル・セキュリティ）の発想は年金分野で根付かなかつたが、他方で、就労者である自営業者に対して、公的制度を拡張することについてはさほど問題がなかった。ただし、上記の通り、当時のイタリアの経済状況に対する配慮から、その拡張は、窮乏の程度が大きいカテゴリーから順に実施されるべきと考えられた。この結果、1957年の自営農・折半小作農・小作農（1957年10月26日法律1047号）、1959年の職人（1959年7月4日法律463号）、そして、1966年の商人（1966年7月22日法律613号）と、漸次公的年金制度が拡大していくことになる。

要するに、限られた財源を分配する際には、より貧しいカテゴリーを優先して行うべきだと考えられたわけである。したがって、この当時の制度の拡張は、経済的弱者保護としての性格を色濃く有していたといえよう。

もっとも、そうした経済的弱者保護としての性格は、時代を経るにつれ、徐々に変化していくことになる。

まず、1957年の自営農・折半小作農・小作農への拡張に関連して、当初、土地所有者等については、「家族全体の労働力により、当該土地の耕作や家畜の飼育および世話に通常必要な労働力の3分の1以上をまかなっている場合」に限り、自営農とみなすという規定が置かれて

---

<sup>6</sup> M.Ferrara, *Modelli di solidarietà*, cit., 246.



いた。また、承認に関しても、「商業活動に伴う動産課税所得が年300万リラ未満であること」という規定が置かれていた。こうした規定が置かれたのは、自営農や商人に関しては、その経済状態にかなりの格差があることが一般に認められていたためである。しかし、自営農に関する前記の規定は1963年に削除され、また、1990年には、その規模を問わず、すべての農業事業主にまで、保険加入義務が拡大された。また、商人の所得制限についても、1971年に引き上げが実施され、1975年にはさらに完全に廃止された。したがって、これらのカテゴリーには、経済力に差のある様々な労働者が含まれるようになったといえよう。

#### (5) 被保険者の拡大に関する新たな展開

こうした傾向にいつそう拍車をかけるのが1990年代のいわゆる「準従属労働者」に対する制度の拡大である。

まず、1993年3月22日法律命令155号は、「民事訴訟法典409条3項に定める労働活動を遂行する主体のうち、この活動との関係で年金金庫または基金へ強制的に加入していない者」に対して、保険加入義務を課した(2条)。学説によれば、民事訴訟法典409条3号の対象となるのは、商業分野のエージェントおよび代理業者、ならびに、もっぱら個人により行われ、従属的性格をもたない事業のうち、継続的かつ連携的な事業を提供する自営業者とされている。ここで注目すべきは、加入先である。つまり、こうした自営業者は、INPS(全国社会保障機関)の運営する被用者年金基金に加入するものとされた。もっとも、この法律命令が転換して成立した1993年7月19日法律243号では、上記の2条が採用されなかったため、このようなカテゴリーの自営業者への拡大は実現しなかった。

続く1993年12月24日法律537号は、「所得税統一法49号1条および2条a)の定める活動を遂行する労働者」に対して、INPSの運営する一般強制保険への加入を義務付けた。このうち、所得税統一法49号2条a)の対象とする労働者は、上記の民事訴訟法典409条3号の

対象者とほぼ同様と考えられている。これらの労働者は、商人に関する年金事業へ含まれるものとされた。ただし、同法律も具体的に実施に移されることなく終わっている。

こうした 2 つの立法に関して注目されるのは、取締役などかなりの高額所得を得ると推測される者が含まれるにもかかわらず、所得制限の規定が置かれていないことであろう。その理由には、次の 3 点が考えられる。

第 1 は、民事訴訟法典 409 条 3 号ならびに所得税統一法 49 号 1 条および 2 条 a) の対象となる自営業者の一部は、すでに商人のカテゴリーに包含されていたことである（商業エージェント、代理業者、仲買人および仲介業者など）。そして、前述の通り、商人カテゴリーの労働者に関しては、すでに所得制限が撤廃されていた。したがって、この 2 つの立法が対象としている労働者のうち、公的年金制度の適用を受けていなかった者については、商人カテゴリーに含まれていた労働者との均衡を図る必要があったと考えられる。

第 2 は、この 2 つの立法が対象としている自営業者の性格である。上記の通り、これらの立法で対象となった自営業者は、法的な従属性がないものの、一時は、被用者のための年金事業に加入すると定められるなど、かなり曖昧な位置付けがなされていることが伺える。実際、民事訴訟法典 409 条 3 号および所得税統一法 49 号 2 条 a) の対象とする労働者が、被用者（イタリアでは「従属労働者」と呼ばれる）との社会的・経済的類似性（すなわち、経済的従属性や契約上の立場の脆弱性など）の点から、学説上「準従属労働者」と呼ばれてきたことも、その曖昧な性格を示すものといえよう。したがって、このような自営業者の保護については、被用者制度との均衡をも視野に入れて制度設計をする必要性があったと考えられる。

第 3 は、保険義務拡大の目的である。上記の立法措置はいずれも、自営業者への保護という側面を有する一方で、すでに年金制度への加入が義務付けられた労働者（就業者）が不利になることのないように、

労働者（就業者）間の均衡を図るものとしても捉えうる。すなわち、これらの立法は、強制的年金制度への社会保険料負担という労働コストを免れることによって、不当に安価な労働力を調達しようとする注文主が生じることや、労働市場で著しく有利な立場に立つ自営業者が現われることを回避する目的を有していると考えられる。

この第3の視点は、従来着目されてこなかった新しいものである。このような見方がなされるようになったのは、社会保険料率が著しく上昇した今日において、公的年金制度への包含を「労働者（就業者）の保護」と捉えない労働者（就業者）が現れてきたためといえよう。このことは、とくに、社会保険料率が高く（2007年2月現在、33%）、成熟化の進んだ一般強制保険の被用者年金基金に当てはまる<sup>7</sup>。

こうした状況のもとでは、イタリアの経済状況などを考慮して、強制年金制度への加入を「制限」という視点は、必ずしも適切ではないのだろう。労働市場における競争という点から、労働者（就業者）間の均衡を図る必要性が認識されるようになったために、保険加入義務を自営業者にも「拡大」していくことの方が、むしろ要請されるようになってきたのである。

以上の通り、イタリアの公的年金制度では、被保険者の拡大に伴い、自営業者に関する制度の性質が徐々に変化し、被用者に関する制度との差異が相対化する（あるいは、差異を相対化しようとする）傾向があるといえよう。イタリアの公的年金制度が、このように、被用者と自営業者との処遇の均衡という方向で発展していることは、拠出および給付の仕組みを検討すればいっそう明らかである。したがって、以下では、こうした仕組みについてみてみよう。

---

<sup>7</sup> 被用者年金基金の老齢年金受給者数は、1970年代から1980年代にかけては250万人から300万人で推移していたのが、1990年代以降上昇を続け、1995年以降は約450万人に達している。他方で、被用者年金基金への加入者は1990年から減少し、1991年の約940万人から、1994年には約890万人となっていた。

### 3. 定額制から所得比例方式へ

#### (1) 報酬比例制の採用

強制的年金制度の創設を定める 1919 年法は、被用者に関する年金算定方式として、拠出方式を採用している。この拠出方式というのは、年金の支給額を、実際に納付した社会保険料（拠出）に比例して決定する仕組みである。ただし、社会保険料（拠出）額もまた、報酬（所得）に比例する形で納付すべきこととされたために、年金額もまた間接的に報酬に比例することになっている。

このように、年金給付に関して定額制ではなく報酬比例制を採用した理由として、1919 年法の立法者は、「すべての被保険者に対し拠出を同額に設定する仕組みでは、…賃金の低い者にとって負担可能な水準まですべての拠出を調整」する必要があるために、「賃金の高い労働者にとって年金が不十分になる」ためと説明している。さらに、賃金（報酬）に応じて拠出を定める仕組みは、「理論上最も望ましい」とも述べられていた。このように評価される理由は、具体的には述べられていないが、1919 年法の立法者が、強制保険制度に対して「賃金の減少を補償する」という役割を付与していたことからすれば、定額給付の年金算定方式よりは、報酬比例方式の方がその役割にふさわしいと判断されたのであろう。

もっとも、年金額を報酬に比例させるには、拠出方式ではなく、より直接的に報酬方式（報酬額に比例して、年金額を決定する）を採用することもありえたはずである。1919 年法の立法者はこの点に関して、「障害および老齢のための保険と、その他の社会保険（労働災害および疾病）との間には、…相違点が存在するために、後者の社会保険においては、給付は、被保険期間の規制、すなわち、納付した拠出総額とは無関係に、賃金に比例すべきことになる。これに対し、少なくとも一般に認められているように、傷害および老齢のための保険に関しては逆のことが妥当する。」と説明している。障害および老齢保険とその他の社会保険との間に、具体的にどのような相違点があるかについ